

心豊かでたくましい児童生徒を育む

小中一貫教育をめざして

シリーズ えでゆれば

vol.29

特別支援教育とインクルーシブ教育

三戸町が行う小中一貫教育は、特別な支援を要する子どもに対して、9年間の継続性を持たせた教育を行います。

その先進性が認められ、ことしは文部科学省から特別支援教育に関する新たな事業である「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」の指定を受けました。

今回は、特別支援教育とインクルーシブ教育についてお伝えします。

障害のある子どもへの教育

戦後、障害のある子どもに対する教育は「特殊教育」として障害の種類に応じて盲・聾・養護学校に分かれていましたが、平成18年の学校教育法改正により、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援

教育」への転換が図られました。

特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象であった障害だけでなく、発達障害^{※1}も含めて、特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されています。

特殊教育との大きな違いは、理念として「障害のある子どもへの教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつさまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎となるもの」という共生社会の実現が加わったことです。

※1 発達障害

スムーズな対人スキルや社会性の発揮が困難な自閉症・アスペルガー症候群・その他の「広汎性発達障害」、特定能力の習得が困難な「学

習障害（LD）」、衝動的な行動をとることがある「注意欠陥多動性障害（ADHD）」など、脳機能の発達が関係する生まれつきの障害。

障害者をめぐる動き

平成18年に国連で「障害者の権利に関する条約」が採択されましたが、日本はこの条約の効力が発揮される批准には至っていません（平成25年6月現在）。

国内でも検討のための会議を行ったり、障害者基本法を改正したり、この条約に批准するための準備が進められ、ことしの6月26日には新しい法律である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布されました（一部を除き平成28年4月1日施行）。

この法律により、国や地方公共団体は差別的取扱を禁止されるだけでなく、サービスを行う際に、障害者が事実上排除されることがないようにする合理的配慮^{※2}も求められています（民間事業者は努力義務）。

※2 合理的配慮

障害から生じるさまざまな問題の解決を、障害者個人の自助努力のみを求めるのではなく、あまりに大き

な負担がかからない限り、社会的環境に適切な変更や調整を行うことにより障壁を取り除くことであり、障害者の状況に応じて講じられるべき措置。

教育現場で例えれば、教育上何らかの問題や課題がある、もしくは予想される場合は、その原因を子どもの側だけに求めるのではなく、学校のカリキュラムや教員の指導方法の問題としても捉え、その解決に取り組むなどの配慮。

支援が必要な子どもの割合

義務教育段階にある子どものうち、特別支援学校に在籍しているのは0・63%、小学校や中学校の特別支援学級に在籍しているのは1・58%、通常の学級に在籍しながら通級^{※3}により指導を受けているのは0・69%となっており、全国では合わせて2・9%にあたる約30万2千人が特別支援教育の対象となっています。

しかし、通常の学級のうち、医師の診断は受けていないものの、発達障害のおそれがあると思われる子どもは約6・5%在籍しており、実に約1割もの子どもが特別な支援を必要としているのです。

※3 通級

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）のある児童生徒を対象として、特別な場で特別な教育課程によって指導を受ける制度。

インクルーシブ教育

インクルーシブ教育を一言で表現すれば「誰をも排除しない教育」と言い換えることができます。障害があっても可能な限り障害のない子どもと共に教育を受けられる仕組みです。

そこで「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学する」という従来の仕組みを改めて、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、さまざまな専門的見地からの意見、学校や地域の状況などをふまえ、総合的な観点で段階的に就学先を決定することが求められます。

つまり、「障害のあるすべての子どもが通常学級に行ける」とか「特別支援学校がなくなる」といったことは大きな誤解であり、「ただ一緒

に過ごしていれば共に育つ」というような単純な教育システムではない、といったことも理解しておかなければなりません。

そもそも学習者全員に多様なニーズがあることを前提としているため、インクルーシブ教育は障害のある子どもたちのみではなく、全ての子どもたちを対象としているのです。（下図参照）

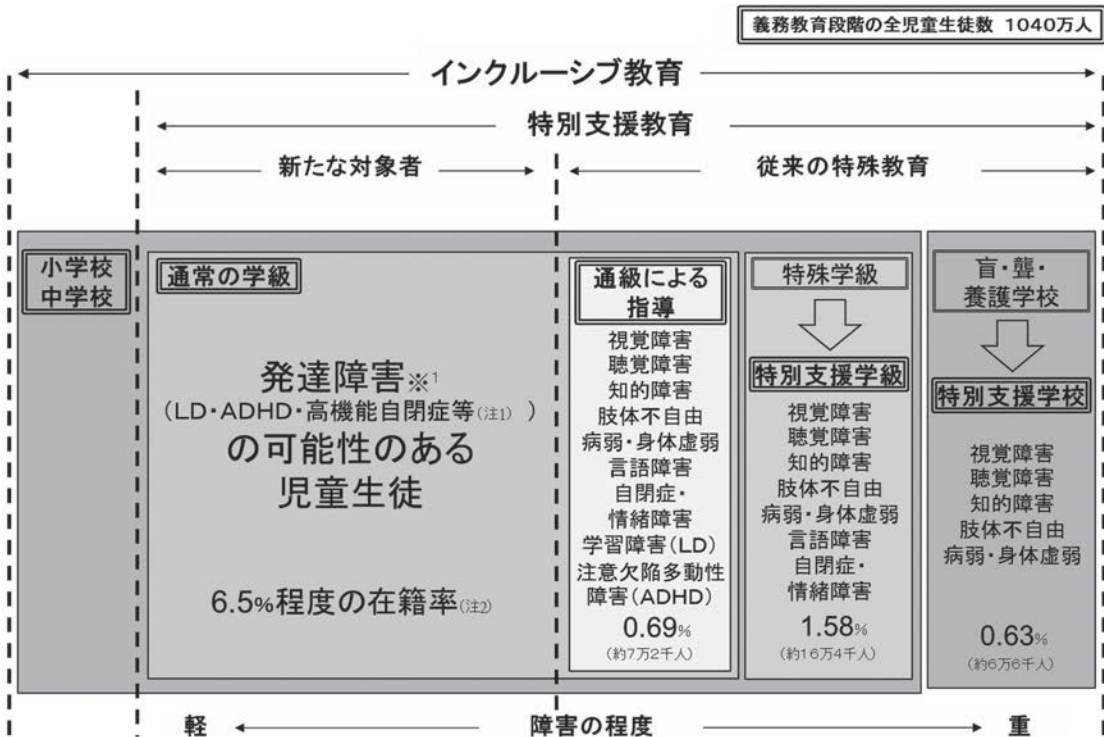
前述したとおり、支援が必要な子どもの割合は約1割にも上り、その割合は年々増加傾向にあります。

三戸町では、国から指定を受けた事業を活用し、支援が必要な子どもに対する合理的配慮が提供できるよう、専門的な知識を持つ助言者（前八戸第二養護学校長千葉隆史先生）を配置しています。

これまでの特別支援教育は、一部の関係者のみの専門性に頼ってきた面が否めませんでした。これからのインクルーシブ教育は、全ての人がともに考えて、ともに創りあげていく新しい教育のシステムであると言えます。

三戸町が全国に先駆けて実施する「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」の成果が期待されます。

特別支援教育とインクルーシブ教育の対象の概念図



注1 LD(Learning Disability):学習障害、ADHD(Attention Deficit / Hyperactivity Disorder):注意欠陥多動性障害
 注2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。
 (注2を除く数値は平成24年5月1日現在)